

平成19年4月1日から福祉医療制度が変わります

保健医療課医療係 ☎0824-73-1155

乳幼児等医療費助成

■助成対象年齢を拡大します。

これまでの0歳児から6歳児(小学校就学前)までを9歳児(小学3年生)まで拡大し、通院・入院ともに助成します。

■一部自己負担金が必要になります。

1医療機関につき1日250円を窓口で支払っていただくことになります。(250円に満たないときは、その額が支払い額となります。)

- ①通院の場合／一部自己負担金は月4日まで(5日目以降の支払いは不要)
- ②入院の場合／一部自己負担金は月14日まで(15日目以降の支払いは不要)

■資格要件として、所得制限を設けます。

現在の制度は所得制限がありませんでしたが、平成19年4月1日からは児童手当と同様の所得制限を新たに設けます。

扶養親族数別所得制限限度額(参考)

扶 養 親族数	本則給付 (国民年金)	特例給付 (厚生年金等)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算します

重度心身障害者医療費助成

■一部自己負担金が必要になります。(1医療機関につき1日100円)(支払限度日数は乳幼児医療費と同様です)

ひとり親家庭等医療費助成

■一部自己負担金が必要になります。(1医療機関につき1日250円)(支払限度日数は乳幼児医療費と同様です)

一部負担金の支払いが必要なもの

区 分	一部負担金額【支払限度日数】	その他
保険医療機関	1日250円【入院月14日まで・通院月4日まで】(100円)	かかった医療費の2割または3割が250円(100円)に満たないときはその額が支払額
旧総合病院における同一日の複数診療科受診	医科診療で1日250円 【入院月14日まで・通院月4日まで】(100円) 歯科診療で1日250円 【入院月14日まで・通院月4日まで】(100円)	
訪問看護	訪問看護事業者ごとに1日250円【月4日まで】(100円)	
柔道整復・はり・灸 あん摩・マッサージ	施術所ごとに1日250円(100円)	

※()は重度心身障害者医療費です。

平成20年8月1日から、一部負担金は1日500円(200円)になります。

(注)院外処方の場合における保険薬局での一部負担金および治療用装具代に関する一部負担金はありません。

療養援護金変更(廃止)のお知らせ

現在、乳幼児等医療、重度障害者医療およびひとり親家庭医療費受給者が継続して15日以上入院し、食事代の負担がある場合、療養援護金として1カ月当り1万円が支給されていましたが、平成19年4月申請分からは1カ月当り5千円、平成20年4月申請分からは3千円となり、平成21年3月申請分で療養援護金が廃止となります。

療養援護金を請求する場合は、入院期間・支払明細の確認ができる書類(領収書など)、印鑑、受給者証、通帳(郵便局以外)を持参のうえ保健医療課または最寄りの各支所へお越しください。

時系列一覧	～H19.3申請分	H19.4～H20.3申請分	H20.4～H21.3申請分	H21.4～申請分
	10,000円	5,000円	3,000円	廃止

(注)入院日数が15日に満たない場合は、その月の療養援護金は支給されません。また、国・地方公共団体からの医療に関する給付により自己負担が生じていない人や乳幼児等医療費の支給対象となる小学生、障害児施設医療費の支給対象となる人には支給されません。

※食事代を医療機関に支払った日、または退院後速やかに申請を行ってください。申請日によって金額が少なくなる場合や請求できない場合があります。